市長からのメッセージ

[こちら市長執務室]

復興の合言葉

丹波市豪雨災害からの復興の合言葉が「心　つなぐ」（村岡眞知子さん・山南地域の作品）に決定しました。「市民と市民」「市民とボランティア」など、多くの心をつなぎ市民一丸となって復興を進めましょう。

［テーマ］ - 豪雨災害からの創造的復興 -

去る3月議会定例会で平成27年度の施政方針を発表し、「豪雨災害からの創造的復興」を最優先に位置づけ、「丹波市再生スタートの年」をテーマに、山積する課題解決に向けて果敢に挑戦することをお伝えしました。

丹波市豪雨災害では、住家はもとより、道路、河川、水道などのインフラに甚大な被害をもたらし、その被害額は94・9億円に上りました。今後実施する道路、河川、農地、水道などの災害復旧事業にかかる費用を合計217カ所、32・3億円と見込み、国の支援を受けながら復旧を進めることになります。

これらインフラの復旧を図り、社会基盤を再構築することは、安全・安心な暮らしになくてはならないものです。一方で、3月17日現在で、住家の被害を受けた34戸93人の方が、今なお公営住宅などでの避難生活を余儀なくされています。市が実施した住宅被害者への意向調査では、住み慣れた土地で生活を再建したい意向があるものの、資金確保や山裾での暮らしの不安が大きな課題となっていることがわかりました。

市では、生活の基盤である「住宅」を重点課題の一つに掲げ、豪雨災害で被災した危険な状態の住宅解体撤去にかかる費用の補助を引き続き実施するとともに、被災後に住宅の新築・購入・補修のために借り入れた融資に対しても利子の補給を行うこととしています。また、山裾の適切な森林管理を推進し、土砂災害からの防災機能の強化を図るなど、住み慣れた場所に戻っていただけるよう対策を講じて参る所存です。

3月31日には、「丹波市復興プラン」を策定しました。復興プランは単に旧に復するのではなく、被災地が抱えている様々な課題を人口・コミュニティ、住まい、安心・安全町づくり、農業、森林の5つの重点分野に分け、「丹波市復興プラン策定委員会」から提案いただきました51の先導的事業により、地域を再生しようとするものです。今回の豪雨災害が被災地域に限らず、まさしく丹波市の「復興」プランとして、全丹波市民の課題として受け止めていただけることを切に願っています。

最後に、復興の合言葉（キャッチフレーズ）が「心　つなぐ」に決定しました。「市民と市民をつなぐ」「市民とボランティアをつなぐ」「時代をつなぐ」「農と林をつなぐ」など、多くを「つなぐ」ことで復興を進めて参ります。

本格的な復旧・復興がはじまる今、職員もみなさまと心をつないで取り組む所存ですので、今後ともご理解・ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

高齢者・障がい者の外出を支援します

高齢者外出支援事業

～福祉タクシー券、バスカードを交付します～

高齢者の外出機会を増やし、閉じこもりや心身機能の低下を防ぐことを目的に、実施します。

[対象]
丹波市に住民票があり、居住されている 70 歳以上の方で、次の①から④のすべてに当てはまる方
①自動車運転免許証をお持ちでない方、自動車の運転をしない方
②特別養護老人ホームなどの施設に入所中（または病院に入院中）でない方
③ア・イのどちらかにあてはまる方
ア 市民税非課税世帯に属する方
イ 市民税課税世帯に属するが、対象者本人が市民税非課税であって課税年金収入額と所得金額の合計が 80 万円以下の方
④おでかけサポート事業（福祉送迎サービス事業）に登録していない方

[助成内容]
①タクシー券かバスカードのどちらかを選択してください。
② A・Bの対象者の方で助成額が違います。
A 介護保険の要介護認定・要支援認定のある方
タクシー券 1 枚 620 円を年間 24 枚、あるいはバスカードを年額 16,360 円
B 介護保険の認定のない方
タクシー券 1 枚 300 円を年間 24 枚、あるいはバスカードを年額 7,920 円

[申請方法]
「広報たんば」４月号と同時配布する申請書または介護保険課（春日庁舎内）、各支所にある申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。受付期間は、４月から翌年３月までで、この期間に１回に限り交付します。
問介護保険課（春日庁舎内）☎ 74 - 0368

おでかけサポート事業

（丹波市福祉送迎サービス事業）

市が登録を認めた方が利用できる福祉車両などを使った外出支援サービスです。福祉タクシー券 (バスカード) との併用はできません。

[送迎範囲]
市内

[送迎内容]
医療機関への通院、買物など生活に必要な外出

[運行日時]
土・日、祝日、年末年始を除く 午前８時 30 分から午後５時
※ 予約の状況次第では利用できない場合があります。
※ 送迎内容により利用回数に制限があります。

[登録対象]
丹波市に住民票があり、次の（ア）から（オ）のいずれかにあてはまり、①から④のすべてにあてはまる方
（ア）介護保険要介護認定者で要介護３以上の方
（イ）18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、１級１種～４級１種に該当する方
（ウ）18 歳以上で療育手帳をお持ちの方
（エ）18 歳以上で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
（オ）アまたはイと同様の状態と市が確認できる方

①今年度「福祉タクシー券 (バスカード)」の交付を受けていない方
② 本人の市民税が非課税の方
③ 自動車運転免許証をお持ちでない方
※ 運転免許証があっても特別な理由により運転することができない状態である場合などは、対象となることがあります。
④ 特別養護老人ホームなどの施設に入所中（または病院に入院中）でない方

[申請方法]
生活支援課 (春日庁舎内)、各支所にある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
問生活支援課（春日庁舎内）☎ 74 - 0222